

# 宮城県立支援学校岩沼高等学園

## 学校いじめ防止基本方針

### 目 次

|                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| 学校いじめ防止基本方針                           | ・ ・ 1 ～ 4 |
| いじめ問題対策委員会設置要項（資料 1－1）                | ・ ・ 5     |
| いじめ問題対策委員会組織図（資料 1－2）                 | ・ ・ 6     |
| いじめの問題の指導に関する学校点検（資料 2－1）             | ・ ・ 7     |
| いじめの問題の指導に関する個人点検（資料 2－2）             | ・ ・ 8     |
| いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）（資料 3）       | ・ ・ 9     |
| いじめ・困りごとに関する調査（資料 4）                  | ・ ・ 10～11 |
| 家庭でできるいじめチェックシート（保護者用）（資料 5）          | ・ ・ 12    |
| 重大事態の調査のフロー（資料 6）                     | ・ ・ 13    |
| 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」【被害生徒用】（資料 7） | 14        |
| 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」【傍観生徒用】（資料 8） | 15        |
| いじめ対策年間計画（資料 9）                       | ・ ・ 16    |
| 学校評価の進め方（資料 10）                       | ・ ・ 17    |
| いじめに悩んでいるときには・ ・（相談ダイヤルなど）（資料 11）     | ・ ・ 18    |

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命又は身体に重大な危険を及ぼす恐れがある。

本校では、「いじめを許さない学校作り」をこれまで以上に推進する。また、生徒の尊厳を保持するために、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速で的確な対応等、いじめの予防と解決のための総合的な対策を講ずる。

## 2 いじめ問題対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会(参考資料1-1.1-2)」を設置し、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たっての中核となる役割を担う。所掌事務として、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずる。

- (1) いじめの実態把握に関すること
- (2) 学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること
- (3) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

## 3 いじめの防止等に関する取組

### (1) いじめの防止

#### ① いじめに対する共通理解

- 職員全員のいじめの問題に対する取組の徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。
- 校長や教職員は、全校集会や学年集会などで、日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」という、いじめを許容しない雰囲気为学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

#### ② 指導の充実

- 生徒の発達段階を踏まえ、学校の教育活動全般を通して適切に指導を行う。
- 各教科・各領域との関連を図りながら、機会あるごとにいじめ防止について触れ、指導に当たる。
- 生徒の実態に応じた全体指導計画を作成し指導に当たる。
- 家庭及び地域社会との連携を図り、課題に対する共通理解の上、適切な指導に当たる。

### (2) 早期発見のための措置

いじめは、気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から生徒の支援の中で信頼関係を構築することが大切である。このような中、いじめを早期に発見するために、定期的な調査や次に示す措置等を講ずる。

#### ① 体制整備

- ・学校における相談体制の充実
- ・生徒の悩み等を受け止める体制の整備
- ・いじめ問題対策委員会の適時、適切な開催
- ・学年間の連携

#### ② 組織的対応

- ・学校全体での対応
- ・教職員間の緊密な情報交換や共通理解の深化
- ・共通理解に基づく共通行動の徹底

### ③ 啓発活動

- ・いじめに対する方針や指導計画等の情報について家庭や地域への公表
- ・保護者や地域からの理解・協力に向けた体制整備

### (2) いじめへの対処

生徒から、いじめに係る相談を受けたり、いじめの事実があると思われたりする場合等は速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うため、次に示す措置を講ずる。

#### ① 事実確認

##### ア 本人からの聞き取り

- ・いつ、どこで、誰に、何を、どのようになどの事実関係の的確な把握に努める。
- ・直接聞き取りの実施、話すことの難しい生徒へは、慎重な配慮の上での調査に心掛ける。
- ・必要に応じて保護者に同席を要請する。
- ・ていねいな聞き取りに心掛ける。
- ・複数の教職員の聞き取り、必要に応じてマンツーマンでの聞き取りを行う。
- ・生徒本人の話に傾聴する姿勢に心掛ける。
- ・フラッシュバックも十分に考慮しなからの聞き取りを行う。
- ・不快な表情や行動が見られる生徒についてはその原因に関する情報を収集し、その背景を探るとともに注意深く、観察を継続する。

##### イ 友達、周囲からの聞き取り

- ・事実関係を的確に把握するため、友達や同学級の生徒などからも、的確な聞き取りを行う。
- ・複数の生徒に対し、同時に一緒に聞き取りなどを実施する。

##### ウ 事実関係の照合

- ・生徒本人から得た情報を友達や周囲の生徒から得た情報と照合する。
- ・相違点に係る事項について再度、聞き取りなどを行う。

#### ② いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援

いじめを受けた生徒はもとよりその他の生徒も、対応後に安心して学習に取り組むことができるように適切な措置を講ずる。

また、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で無用な誤解などが生ずることのないよう、事実に関する情報を双方の保護者と共有するための措置についても十分に考慮する。

##### ア 生徒に対する支援

- ・生徒のつらさや悔しさを十分に受容する。
- ・具体的な支援内容を提示する。
- ・称賛や励ましによる自信の喚起に心掛ける。
- ・自己理解の深化、改善点の克服を促す。
- ・継続的で十分な心理的ケアを図る。

##### イ 保護者に対する支援

- ・いじめの事実についての的確な報告をする。
- ・生徒本人を守る確固たる姿勢を示す。
- ・きめ細かなコミュニケーションを図る。
- ・信頼関係の構築に努め、いち早く共通理解を図る。

#### ③ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを確実に認識させる。

#### ア 生徒に対する指導

- ・事実関係、背景、理由等の確認をする。
- ・不満や不安等の訴えに対しては、十分に傾聴し課題解決を図る。
- ・いじめられる生徒のつらさ、悔しさについての気づきを促す。
- ・十分な心理的ケアに配慮する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・障害に起因するこだわりや衝動性から生じるいじめに対しては、本人に状況を十分理解させ不適切な言動を抑制する。
- ・いじめ等の不適切な言動の改善に向けては個別の指導計画等の中に位置づけ、計画的、系統的、継続的に指導していく。
- ・懲戒については慎重に検討する。

#### イ 保護者に対する助言

- ・相手側の心情(怒り、不安等)についての理解を図る。
- ・具体的な助言に努める。
- ・必要に応じて関係機関(福祉的、医療等)との連携についても助言する。

#### ④ ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
- 県教育委員会と連携しネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。
- ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身につけさせるための情報モラル教育を充実させる。
- 保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

### 4 重大事態への対処(参考資料6)

#### (1) 事実関係を明確にするための調査

##### ① 調査組織

- 「いじめ問題対策委員会」を母体として、いじめ防止対策推進法第28条第1項に掲げる事態(以下「重大事態」という。)の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。
- 本調査によって、全教職員は事実に向き合い、重大事態への対処や事態の発生防止を図る。
- 調査に当たっては、県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応に当たる。

##### ② いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- いじめられた生徒から十分聞き取る(参考資料7)とともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査(参考資料8)や聞き取り調査を行う。
- 質問紙調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施とする。

##### ③ いじめを生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。
- 調査の方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取りなどを行う。

##### ④ その他の留意事項

- 調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、未だ一部が解明されたにすぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。(事実関係の全容が十分に明確にさ

れたと判断できる場合はその限りではない)

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係(いつ誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか)について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。
- 情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
- 質問紙調査に記入された内容をいじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

### ② 調査結果の報告

- 調査結果については県教育委員会を通じて知事に報告をする。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて知事に送付する。

## 5 その他の留意事項

### (1) いじめの対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画(参考資料9)を作成する。

### (2) 組織的指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。その際、生徒理解のために医療関係者を加えたり、関係機関の連携・調整のために特別支援教育コーディネーターを加えたりするなど、組織構成の工夫を図る。

「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするためにも 日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

### (3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。また、児童生徒の実態理解と共有を図るため教職員による研修会についても適宜実施する。

### (4) 学校評価と教員評価

学校評価(参考資料10)において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

### (5) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

## (附則)

- Ⅰ この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。

## いじめ問題対策委員会設置要綱

### (設置)

第1 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処(以下「いじめの防止等」)に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」)を設置する。

### (所掌事務)

第2 対策委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること。
- (2) いじめの実態把握に関すること。
- (3) いじめの対処に関すること。
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は学校長、副委員長は教頭をもって充てる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、主幹教諭、生徒指導主事、生徒指導副主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、舎務部長、舎指導部、関係職員、PTA代表等あらかじめ委員長が指名した者とする。

### (チーム会議)

第4 対策会議に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するためチーム会議を置く。

- (1) チーム会議は、生徒指導主事と担当者(学級担任や部活動顧問、学年主任)など校長が指名した者で構成する。
- (2) チーム会議の長は、生徒指導主事の職にある者をもって充てる。

### (関係者の出席)

第5 委員長は必要があると認められるときは、対策委員会又はチーム会議に関係者の出席を求めることができる。

### (調査部会)

第6 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。

- (1) 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- (2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

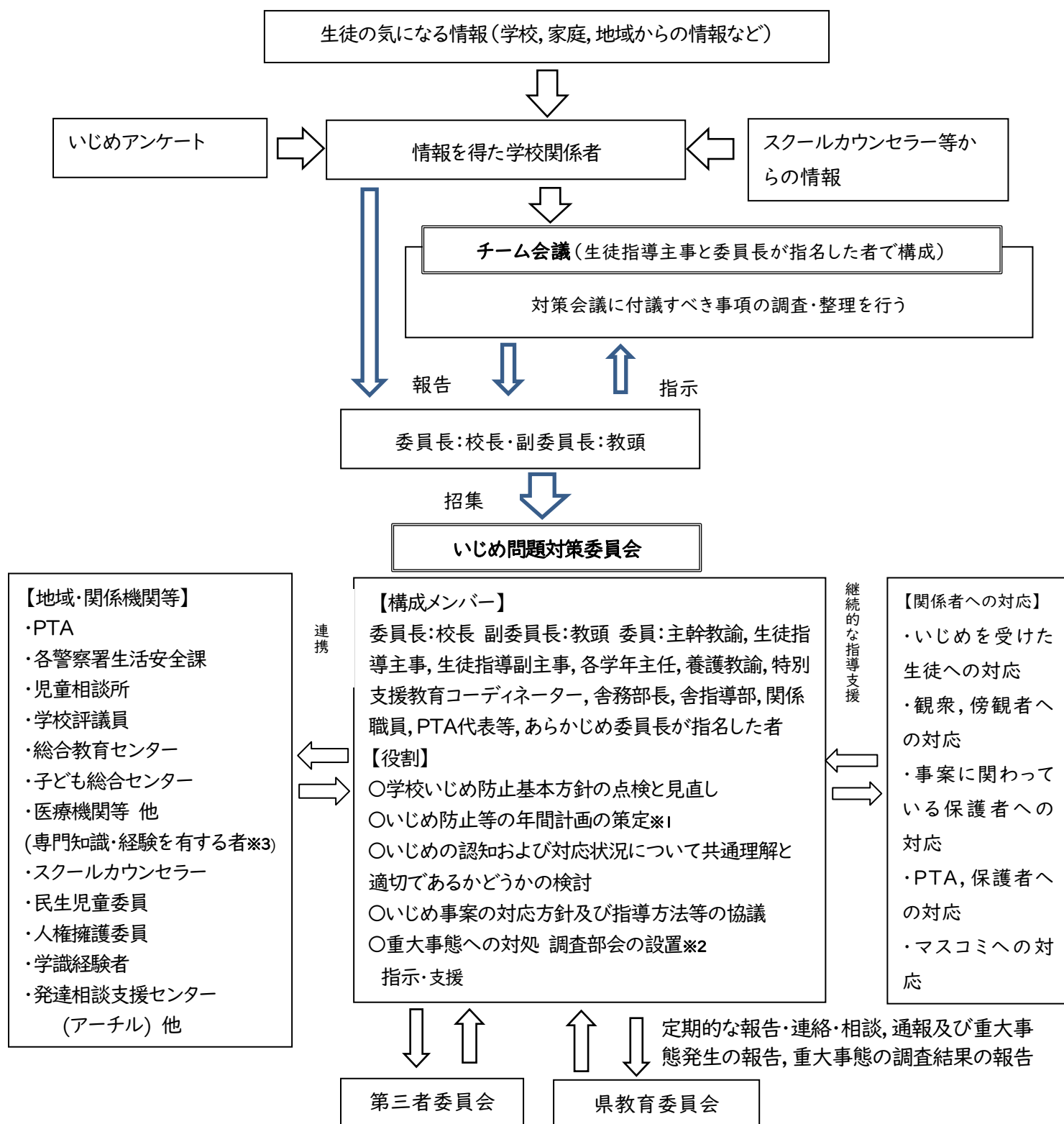
### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### (附則)

この要綱は、令和4年5月1日から運用する。

【いじめ問題対策委員会】



※1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施にあたっては, 保護者や児童生徒の代表, 地域住民の参画を求める。(宮城県いじめ防止基本方針3-(1)(2))

※2 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは, 委員会に調査部会を置くことができる。(いじめ問題対策委員会設置要項 第6)

※3 重大事態において, 学校が調査の主体となる場合, 調査の迅速化を図るため, 各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として, 当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。(宮城県いじめ防止基本方針4-(1)-イ-(二))

いじめの問題の指導に関する学校点検

| No | 点検項目                                                                                             | 1       | 2         | 3         | 4      |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------|-----------|--------|
|    |                                                                                                  | 十分行っている | ある程度行っている | あまり行っていない | 行っていない |
| 1  | 本校では、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっている。                                             | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 2  | 本校では、いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ教職員間の共通理解を図っている。                              | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 3  | 本校では、いじめの問題について、特定の教師が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。                                   | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 4  | 本校では、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導などの充実に努めている。                                                   | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 5  | 本校では、「いじめは人間として許さない。」との強い認識に立って指導にあたっている。                                                        | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 6  | 本校では、学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努めている。                       | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 7  | 本校では、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。                                     | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 8  | 本校では、いじめを行う生徒に対しては、特別指導の他、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行うことにしている。                                      | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 9  | 本校では、いじめられる生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応をしている。                                            | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 10 | 本校では、いじめの把握にあたっては、特別支援教育コーディネーターや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めている。                                        | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 11 | 本校では、いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応をしている。 | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 12 | 本校では、いじめの解決のため、県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、総合教育センター、法務局、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っている。                    | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 13 | 本校では、校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されている。                                              | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 14 | 本校では、学校における教育相談について、保護者も十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。                                         | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 15 | 本校では、教育相談の実施にあたっては、必要に応じて総合教育センターなどの専門機関との連携が図られている。                                             | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 16 | 本校では、総合教育センター、24時間いじめ相談ダイヤル、法務局等学校以外の相談窓口について周知や広報の徹底が行われている。                                    | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 17 | 本校では、生徒の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。                                                     | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 18 | 本校では、学校いじめ防止基本方針などいじめの対処方針や指導計画などを公表し、保護者や地域住民の理解を得ようと努力している。                                    | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 19 | 本校では、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっている。                                               | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 20 | 本校では、障害者理解に関する研修会を実施する等、生徒の不適切行動が発生しない充実した教育活動に向けた指導が日々、実践されている。                                 | 1       | 2         | 3         | 4      |



いじめの問題の指導に関する個人点検

| No | 点検項目                                                                 | 1       | 2         | 3         | 4      |
|----|----------------------------------------------------------------------|---------|-----------|-----------|--------|
|    |                                                                      | 十分行っている | ある程度行っている | あまり行っていない | 行っていない |
| 1  | あなたは、「いじめはいつでも、どこでも起こり得る」という認識の下、いじめの認知に努めていますか？                     | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 2  | あなたは、「いじめは絶対に許されない」との強い意識に立って指導にあたっていますか。                            | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 3  | あなたは、日常の教育活動を通じ、生徒の好ましい人間関係の醸成に努めていますか。                              | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 4  | あなたは、日常の教育活動を通じ、生徒同士の好ましい人間関係の醸成に努めていますか。                            | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 5  | あなたは、授業やホームルーム活動などの時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導をしていますか。                     | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 6  | あなたは、いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、的確に対応していますか。                     | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 7  | あなたは、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応していますか。                             | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 8  | あなたは、生徒の生活実態について、たとえば二者面談やアンケート調査を行うなど、きめ細かく把握に努めていますか。              | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 9  | あなたは、いじめの把握にあたっては、特別支援教育コーディネーターや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めていますか。          | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 10 | あなたは、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、教育相談などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っていますか。 | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 11 | あなたは、いじめが解決したと思われる場面でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。               | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 12 | あなたは、生徒の様子について、周りの先生方から情報を得るように努めていますか。                              | 1       | 2         | 3         | 4      |
| 13 | あなたは、いじめの場を発見した場合、担任や他の教師に対して迅速に情報提供していますか。                          | 1       | 2         | 3         | 4      |

## いじめを認知したときの対応チェックシート(学校用)

| No | 点検項目                                                       | 確認 |
|----|------------------------------------------------------------|----|
| 1  | いじめ相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。                            |    |
| 2  | 管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。                                     |    |
| 3  | いじめられた児童生徒の安全確保がなされている。                                    |    |
| 4  | いじめられた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができている。                      |    |
| 5  | 県教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。                               |    |
| 6  | いじめた生徒からいじめられた生徒と同じ内容の話を聞くことができている。                        |    |
| 7  | 当該生徒の保護者への第一報を行っている。                                       |    |
| 8  | いじめ問題対策委員会調査部会を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。            |    |
| 9  | 職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。                    |    |
| 10 | 校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。                              |    |
| 11 | いじめられた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。                            |    |
| 12 | 必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。                                    |    |
| 13 | いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。                  |    |
| 14 | いじめた生徒へ自分の言動を振り返らせ、不適切な行動であったことを十分に理解させるよう、個に応じて指導に当たっている。 |    |
| 15 | いじめた生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。                       |    |
| 16 | 県教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。                                   |    |
| 17 | PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。                             |    |
| 18 | 地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。                            |    |
| 19 | 「いじめが再発していないか」、「いじめられた児童生徒がいやな思いをしていないか」など、見守っている。         |    |
| 20 | いじめられている生徒の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。                   |    |

いじめ・<sup>こま</sup>困りごとに関する<sup>ちょうさ</sup>調査

( ) 年 ( ) 組 氏名 ( )

あてはまる番号を○で囲んで下さい。( )の中は直接記入してください。

1. あなたはこの学年になっていじめの被害や困りごとがありますか？
- ① ある      いつ頃（              月）から（              月）まで
- ② ない

※ ②を選んだ人は質問8に進んでください。

2. それはどのようなことですか。
- ① いじめの被害
  - ② 困りごと
3. それはどのような人によるものですか？（いくつ選んでもよいです）
- ①同じクラスの生徒
  - ②同じ学年の生徒
  - ③上級生（先輩）
  - ④下級生（後輩）
  - ⑤同じ部活動の生徒
  - ⑥その他の学校の生徒
  - ⑦その他（
4. それはどのようないじめや困りごとでしたか？（いくつ選んでもよいです）
- ①冷やかしからいじめ、悪口、嫌なことを言われる。
  - ②仲間はずれ。
  - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
  - ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
  - ⑤金品きんぴんをかくされたり、盗ぬすまれたり、壊こわされたり、捨てすてられたりする。
  - ⑥嫌いやなことや恥はずかしいこと、危険きけんなことをされたり、させられたりする。
  - ⑦ パソコンや携帯電話を使ってネット上に嫌なことをかかれる。
  - ⑧その他（
5. いじめられた時にどのように対応しましたか？
- ①周りの人に助けを求めた。
  - ②やめるように言い返した。
  - ③がまんした。
  - ④言われるままにした。
  - ⑤仕返しをした。
  - ⑥その他（

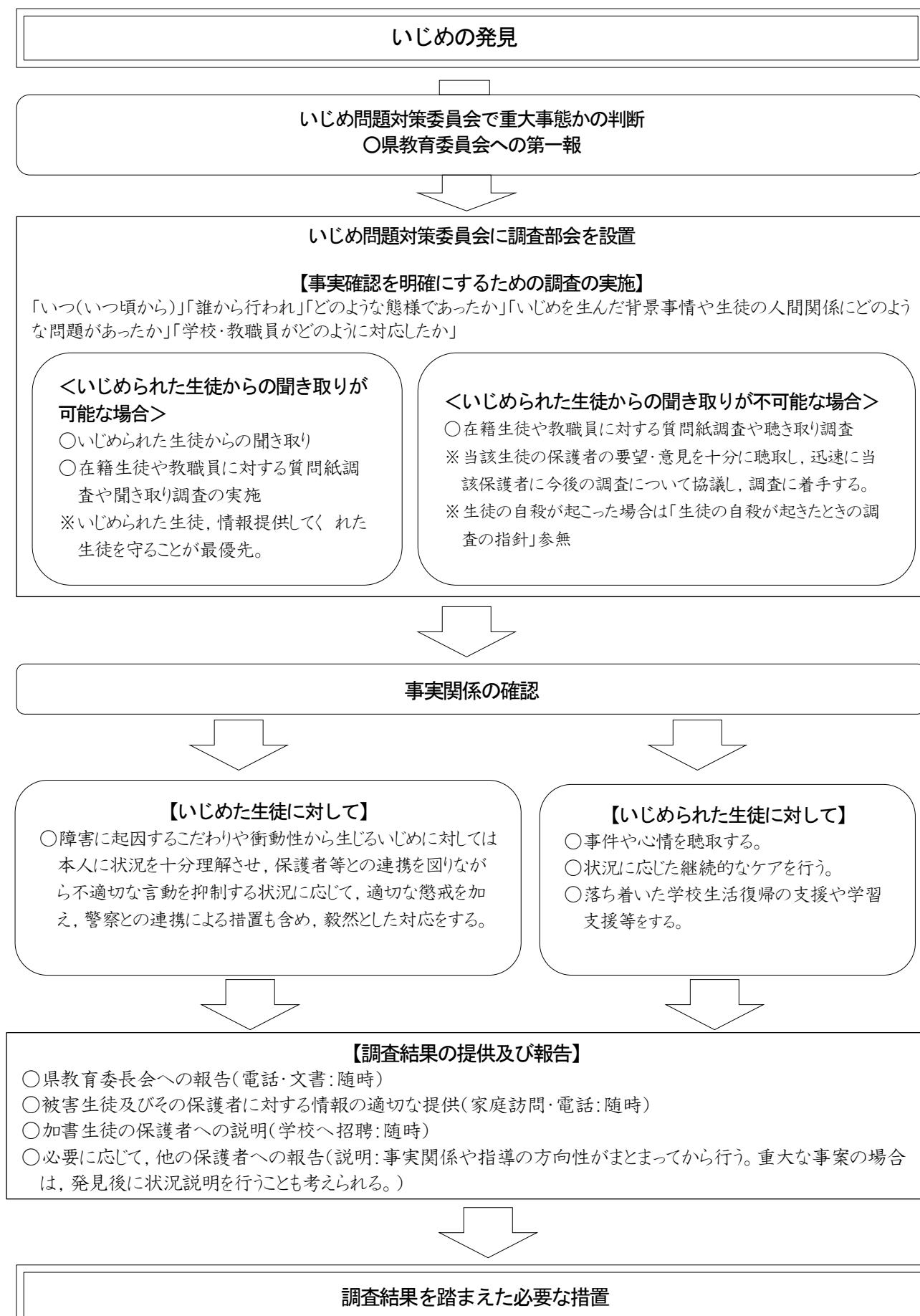


## 家庭でできるいじめチェックリスト(保護者用)

家庭で確認し、心配な点があれば、学校まで遠慮なく相談して下さい。

|       | チェック項目                                   | 大丈夫 | 心配 |
|-------|------------------------------------------|-----|----|
| 服装所持品 | 靴や衣服の汚れ、破れが見られるようになる。                    |     |    |
|       | 所持品がなくなったり、壊されたり、落書きされている。               |     |    |
|       | 家庭から金品を持ち出している。                          |     |    |
|       | ナイフ等、危険な物を隠し持つようになる。                     |     |    |
| 言動等   | 風呂に入りたがらなくなる。                            |     |    |
|       | 表情が暗い。                                   |     |    |
|       | 学校のことを聞くと嫌な顔をしたり、口数が少なくなったり、怒ったりする。      |     |    |
|       | 学校を休もうとしたり、やめたい等と言ったりする。                 |     |    |
|       | 欠席、遅刻、早退が増えている。                          |     |    |
|       | 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、登校を渋る。            |     |    |
|       | 帰宅時間が、早くなったり、遅くなったりする。                   |     |    |
|       | 勉強に集中しなくなったり、急激に成績が下がったりする。              |     |    |
|       | 親しい友達が遊びに来なくなり、連絡がなくなる。                  |     |    |
|       | 今までと違う友達と付き合うようになる。                      |     |    |
|       | 部屋に閉じこもりがちになり、家族と話しをしながらなくなる。            |     |    |
|       | 言葉づかいが乱暴になり、イライラしたり、おどおどしたりして、情緒が不安定である。 |     |    |
|       | 家族や物にあたったり、暴力行為や頻繁なパニック等が見られたりする。        |     |    |
|       | 何に対しても投げやりで集中がない。                        |     |    |
|       | お金の要求が増える。                               |     |    |
|       | 非行行動(万引き等)が急に見られる。                       |     |    |
|       | 自己否定的な言動(自傷行為等)が見られ死や非現実的なことに関心を持つ。      |     |    |
| 身体健康等 | 体にあざがある。                                 |     |    |
|       | よくけがをしている。                               |     |    |
|       | 最近、食欲がない。                                |     |    |
|       | 夜眠れないことが増えているようだ。                        |     |    |
| その他   | 普段の生活を観察していて、不安な点や心配な点を記入してください。         |     |    |

# 重大事態の調査のフロー



## 参考資料7

重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」【被害生徒用】

令和      年      月      日  
時刻      時      分から  
                 時      分まで  
記録者

\_\_\_\_年\_\_\_\_組    氏名\_\_\_\_\_  
＜された場面＞

| いつ<br>(いつ頃から) | どこで | だれにどんなことをされたか・だれにどんなことを言われたか<br>※その時の気持ちはどうだったか | 近くにいた人 |
|---------------|-----|-------------------------------------------------|--------|
| 月    日    時   |     |                                                 |        |

＜説明図(誰にどの位置でどんなことをされたかなど)＞

＜メモ＞

## 参考資料 8

重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」【傍観生徒用】

令和      年      月      日  
時刻      時      分から  
                 時      分まで

記録者

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_

＜加害に至ったきっかけ＞

＜行った、または、見た場面＞

| 日時          | 場所 | だれがだれにどんなことをしたか(したのを見たか)・だれがどんなことを言ったか(言ったのを聞いたか) | 近くにいた人 |
|-------------|----|---------------------------------------------------|--------|
| 月    日    時 |    |                                                   |        |

＜説明図(誰にどの位置でどんなことをされたかなど)＞

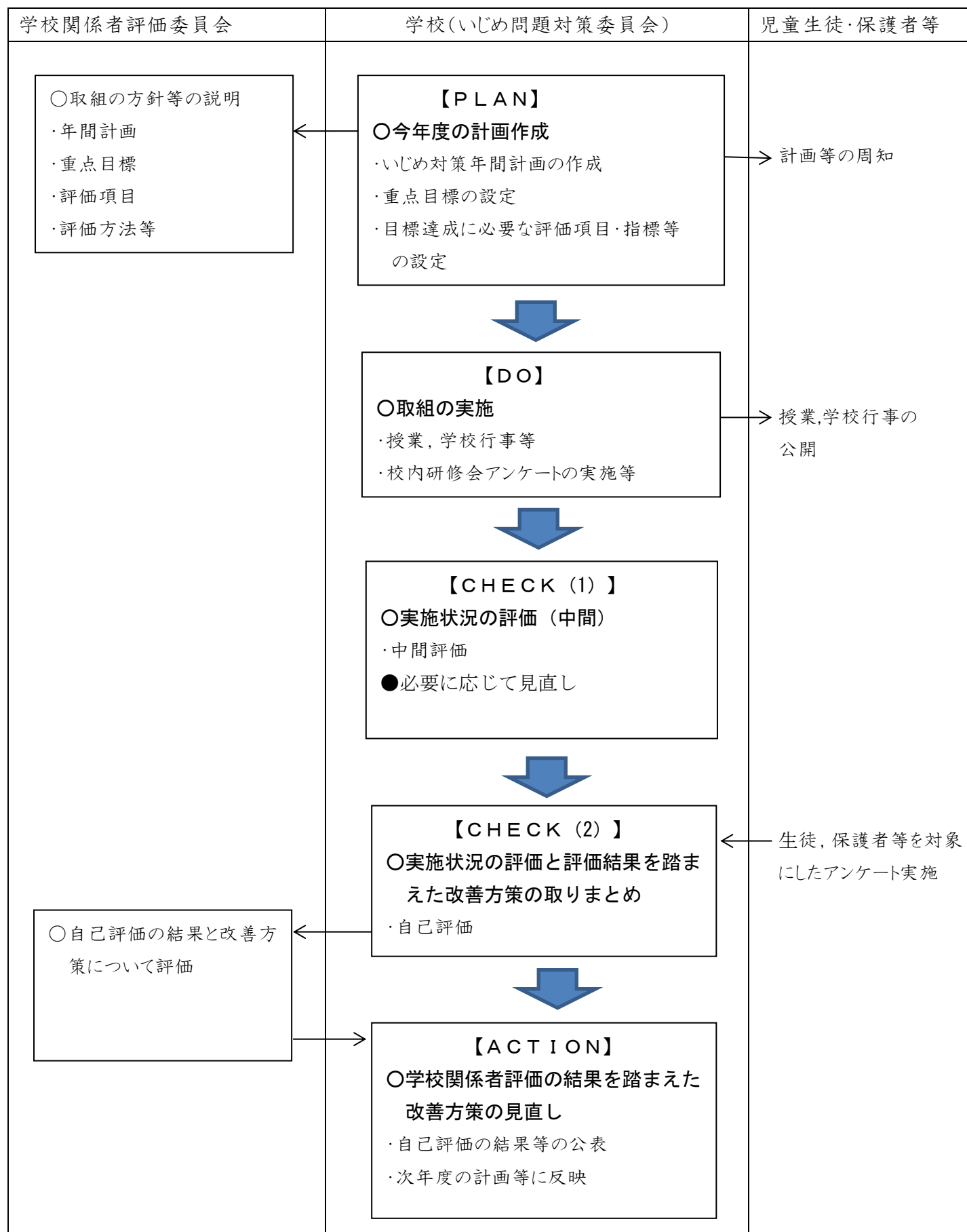
＜メモ＞



いじめ防止等の取組に関する年間計画

|      | 取組                                                                                                 | 留意点等                                                     |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 4 月  | ○いじめ問題対策委員会(定例①)<br>○生徒理解研修会・いじめ問題研修会<br>○いじめ・困りごとに関する調査<br>◇集団(学級・学年・部活動)のルール作り<br>◇行事等を通じた人間関係作り | ・年度初めに本校の「いじめ防止等に関する取組」について共通理解を図る。<br>・生徒の自律的な集団づくりを促す。 |
| 5 月  | ○いじめ・困りごとアンケート実施                                                                                   |                                                          |
| 6 月  | ○いじめ・困りごとに関する調査<br>◇話し合い活動「学級の諸問題」                                                                 | ・6 月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。                          |
| 7 月  | ○いじめ・困りごとに関する調査<br>◇SNS 等でのいじめについて考える                                                              | スマホケータイ安全教室を通して SNS を通してのいじめについて考える。                     |
| 8 月  |                                                                                                    |                                                          |
| 9 月  | ○いじめ・困りごとに関する調査<br>◇行事等を通じた人間関係作り<br>○「いじめ防止等に関する取組」について自己点検と学校点検                                  | 夏休み後の登校渋りの生徒には特に気を配り対応する。                                |
| 10 月 | ○いじめ問題対策委員会(定例②)<br>○いじめ・困りごとに関する調査                                                                | 委員会で中間評価と改善策を検討する。                                       |
| 11 月 | ○いじめ・困りごとに関する調査<br>◇話し合い活動「学級の諸問題」                                                                 |                                                          |
| 12 月 | ○いじめ・困りごとに関する調査<br>◇人権週間(人権意識啓発活動)                                                                 | 人権意識を高める講話等を行う。                                          |
| 1 月  | ○いじめ・困りごとに関する調査                                                                                    | 入試に関わる臨時休業中の SNS の使い方に注視する。                              |
| 2 月  | ○いじめ・困りごとに関する調査<br>◇話し合い活動「学級の諸問題」                                                                 |                                                          |
| 3 月  | ○「いじめ防止等に関する取組」について自己点検と学校点検<br>○いじめ問題対策委員会(定例③)<br>○いじめ・困りごとに関する調査                                | 委員会で年間の反省をまとめ次年度に引き継ぐ。                                   |

# 学校評価の進め方



# いじめに関する相談機関

※面は面接による相談も可能

| No. | 相談機関名                                       | 相談電話                         | 面 |
|-----|---------------------------------------------|------------------------------|---|
| 1   | 宮城県中央児童相談所                                  | 022-784-3583                 | ○ |
| 2   | 宮城県北部児童相談所                                  | 0229-22-0030                 | ○ |
| 3   | 宮城県東部児童相談所                                  | 0225-95-1121                 | ○ |
| 4   | 宮城県東部児童相談所 気仙沼支所                            | 0226-21-1020                 | ○ |
| 5   | 仙台市児童相談所                                    | 022-718-2580                 | ○ |
| 6   | いじめ110番(宮城県警少年テレホン)                         | 022-221-7867                 |   |
| 7   | 児童生徒の心のサポート班(東部教育事務所内)<br>(大河原教育事務所内)       | 0225-98-3341<br>0224-86-3911 | ○ |
| 8   | 子供の相談ダイヤル(宮城県総合教育センター)                      | 022-784-3568                 |   |
| 9   | 仙台市教育相談室(仙台市教育局教育相談課)                       | 022-214-0002                 | ○ |
| 10  | 大河原教育事務所                                    | 0224-53-3111(内570)           | ○ |
| 11  | 仙台教育事務所                                     | 022-275-9111(内2515)          | ○ |
| 12  | 北部教育事務所                                     | 0229-87-3612                 | ○ |
| 13  | 東部教育事務所                                     | 0225-95-7949                 | ○ |
| 14  | 気仙沼教育事務所                                    | 0226-24-2573                 | ○ |
| 15  | ヤングテレホン相談(仙台市子供相談支援センター)                    | 0120-783-017(通話無料)           | ○ |
| 16  | 塩竈市青少年相談センター 公認心理士教育相談                      | 022-363-3715<br>022-364-7445 | ○ |
| 17  | 多賀城市青少年育成センター                               | 022-368-1141                 | ○ |
| 18  | 大崎市青少年センター                                  | 0229-24-3741                 | ○ |
| 19  | 石巻市少年センター                                   | 0225-23-6635                 | ○ |
| 20  | 気仙沼市青少年育成支援センター                             | 0226-24-0766                 | ○ |
| 21  | 岩沼市青少年室                                     | 0223-22-3333                 | ○ |
| 22  | 白石市青少年相談センター                                | 0224-22-1342(内445)           | ○ |
| 23  | 名取市健康福祉部子育て支援課                              | 022-724-7119                 | ○ |
| 24  | 子どもの人権110番(仙台法務局)                           | 0120-007-110(通話無料)           | ○ |
| 25  | 仙台いのちの電話(24時間)                              | 022-718-4343                 |   |
| 26  | 24時間子供SOS相談ダイヤル                             | 0120-0-78310(通話無料)           |   |
| 27  | みやぎSNS相談 ※「みやぎSNS相談」でウェブ検索し、コードを読み取って活用します。 |                              |   |